

令和5年度 四国中央市議会基本条例

検証・評価

令和5年11月
四国中央市議会
議会運営委員会

令和5年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	前年の 評価	理 由
第2条(1)「議会の活動原則」 市政運営を監視し、評価する	B	B	特に主要事業等について、定期的に報告を求め意見を述べてきた。
第2条(2)「議会の活動原則」 市民が参加しやすい市民に開かれた議会を目指す	B	B	今年は高校生議会や議会報告会等も開催できたのでよかった。
第2条(3)「議会の活動原則」 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させる	B	C	引き続き、市民の皆さんとの意見交換会等は必要である。
第2条(4)「議会の活動原則」 公正性及び透明性を確保し、市民にわかりやすい議会運営を行う	C	B	本議会（一般質問を含む。）等での傍聴者が少ない。もっと分かりやすい一般質問になるよう努めるべき。
第2条(5)「議会の活動原則」 政策提言及び政策立案を積極的に行う	C	B	1委員会しか達成していない。
第3条(1)「議員の活動原則」 市民の代表者としての自覚を持ち、市民全体の生活の向上を目指す	C	B	_____
第3条(2)「議員の活動原則」 言論の場及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重する	C	C	委員会での実績が少ない。
第3条(3)「議員の活動原則」 市政全般の課題及び市民の意見、要望等を把握し、自らの資質を高める不断の研さんに努め、市民の負託に応える	C	C	一部の議員しかいない。

令和5年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	前年の 評価	理 由
第4条②「会派」 議員活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行う	C	C	一部の会派しか達成していない。
第5条「議長及び副議長の選出」 当該選出の過程を市民に明らかにするため、志願する者に対し所信を表明する機会を設ける	A	A	所信表明の機会があった。
第6条①「市民参加及び市民との連携」 市民に対して議会の活動に関する情報を公開し、その透明性を確保する	B	C	報告会、タウンコメント、SNS
第6条②「市民参加及び市民との連携」 本会議のほか、常任委員会及び特別委員会を原則公開する	C	B	公開の準備ができているが、広報が足りないと思う。
第6条③「市民参加及び市民との連携」 政策的意見又は専門的知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度を活用する	C	C	まだまだ研究の余地あり。
第6条④「市民参加及び市民との連携」 請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願及び陳情の提案者の説明等を聴く機会を設ける	C	C	_____
第6条⑤「市民参加及び市民との連携」 市民への報告及び意見交換の場として、議会報告会等を開催する	B	C	今年度は実施できたが、市内全域の開催場所のバランスが必要である。
第7条①「議会広報の充実」 議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について、市民への情報の提供に努める	B	B	CATV、報告会、議会だより、SNS

令和5年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	前年の 評価	理 由
第7条②「議会広報の充実」 多様な広報手段を活用し、市民が議会及び市政への関心を高めるための広報活動に努める	B	B	CATV、報告会、議会だより、SNS
第8条「市長等との関係」 市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張関係を保持し、事務執行の監視及び評価に努める	C	C	もっと意見交換をする必要あり。
第9条①「政策等形成過程の説明」 政策水準を高める議論を行うため、7項目の情報提供に努めるよう市長に求める	C	C	政策決定までのプロセスをもっと議会としては追求すべき。
第9条②「政策等形成過程の説明」 政策等の提案を審議するに当たっては、市長に対し政策等ごとの分かりやすい説明資料の作成を求める	C	B	ペーパーレスとなりタブレットを使っての説明に早く慣れる必要あり。
第10条「議決事件の拡大」 市政の重要な計画及び政策について、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件の拡大に努める	C	C	議会の存在価値を高めるためにも必要なこと。
第11条①「委員会の運営」 市民の意見等を考慮した政策課題について、委員間で政策提言に向けた討議を行う	C	B	一部の委員会しか達成されていない。
第11条②「委員会の運営」 行政評価等及び決算審査の結果を踏まえ政策提言を行うとともに、政策に関する予算の確認及び執行の評価結果を点検し、その結果を次の政策提言に反映させる	B	B	提言後のチェックが必要である。

令和5年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	前年の 評価	理 由
第11条③「委員会の運営」 必要に応じて参考人及び専門的知見を有する者を招致する	B	C	農業振興条例では実現できた。すばらしい内容であった。
第12条「政務活動費」 調査研究その他の活動に資するため、政務活動費を有効に活用するとともに、その使途について透明性を確保する	C	D	もっと使い勝手のよい規定にする必要あり。
第13条「議員研修の充実強化」 議員の資質並びに政策形成及び政策立案の能力の向上のため、議員研修の充実に努める	C	C	あまりできていないので、もっと機会を増やすべき。
第14条「議会図書室」 議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の充実に努める	C	C	今後の検討課題である。
第15条「議会事務局の体制整備」 政策形成及び政策立案の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局機能の充実強化に努める	B	B	まだまだこれから。
第17条「議会予算の確保」 議事機関としての機能を確保するため、必要な予算の確保に努める	C	B	中身の伴った予算要求をする必要あり。
第18条「議員の政治倫理」 市民の代表者として常に高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員の品位を保持し、見識を養うよう努める	C	B	_____
第19条「議員定数」 議員の定数の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮する	A	A	適正である。

令和5年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	前年の 評価	理 由
第21条「災害時の対応」 災害等が発生した場合において、市民及び地域の状況を把握し、体制整備に努めるものとする	B	B	これからも機会を作り研修や模擬体験が必要。
第22条①「最高規範性」 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、条例の趣旨を尊重し、条例に定める事項との整合を図る	C	B	最高規範性は絶えず意識することが大事。
第22条②「最高規範性」 一般選挙を経た任期開始後、条例に関する研修を行う	C	C	実施すべき。
第23条①「検証及び見直し手続」 条例の施行の状況について議会運営委員会において検証する	A	A	毎年実施している。
第23条②「検証及び見直し手続」 検証の結果に基づき、必要に応じて、条例の見直しを行う	C	C	年度の中間で一度チェックが必要か。

令和5年度 四国中央市議会
議会運営委員会 委員

委員長	吉田善三郎
副委員長	篠永 誠司
委員	山川 和孝
〃	川上 賢孝
〃	山本 照男
〃	原田 泰樹